

# **岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業**

## **基 本 協 定 書**

### **(案)**

**令和7年4月24日**

**岩 手 沿 岸 南 部 広 域 環 境 組 合**

## <目次>

第1条（目的）	1
第2条（入札説明書等の内容の尊重）	1
第3条（事業契約の締結）	1
第4条（準備行為）	1
第5条（事業契約の不成立）	2
第6条（談合その他の不正行為に係る損害賠償）	2
第7条（運営事業者）	3
第8条（株主の誓約）	4
第9条（本基本協定上の権利義務の譲渡の禁止）	4
第10条（有効期間）	4
第11条（秘密保持義務）	4
第12条（準拠法）	5
第13条（合意管轄）	5
第14条（誠実協議）	5
（宛先）岩手沿岸南部広域環境組合	8

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者としての岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）は、【 】（以下「代表企業」という。）、【 】及び【 】らで構成される【 】グループ（以下代表企業以外の者を「構成員」、代表企業及び構成員を個別に又は総称して「落札者」という。）との間で、次のとおり基本協定書（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し【 】グループを落札者として決定したことを確認し、本事業のうちの運営・維持管理業務の遂行者（以下「運営事業者」という。）の落札者による設立及び本事業に係る次の各号の契約（以下総称して「事業契約」という。）の締結に関し、組合及び落札者の双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 組合、落札者及び運営事業者の間で締結される岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 基本契約（以下「基本契約」という。）
- (2) 組合及び【 】（以下「建設事業者」という。）の間で締結される岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）
- (3) 組合及び運営事業者の間で締結される岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業運営業務委託契約（以下「運営業務委託契約」という。）

（入札説明書等の内容の尊重）

第2条 落札者は、事業契約締結のための協議においては、本事業の総合評価落札方式による一般競争入札手続に係る組合の入札説明書等の内容を尊重する。

（事業契約の締結）

第3条 組合及び落札者は、事業契約を、入札説明書（組合が本事業の事業者募集のための入札に関する公表した令和7年4月24日付の入札説明書（組合が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）をいう。以下同じ。）に添付の事業契約書案の形式及び内容にて、令和7年12月を目処にこれを仮契約として締結するべく最大限努力する。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業契約の締結前に、落札者に、本基本協定第6条第1項各号のいずれかの事由が生じた場合（第1号又は第2号については、本事業の入札又は本事業に関する場合に限る。）は、組合は事業契約を締結しないことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業契約の締結前に、落札者が、入札説明書において提示された落札者の要件の全部又は一部を喪失した場合には、組合は、事業契約を締結しないことができる。
- 4 組合及び落札者は、事業契約締結後も、本事業の遂行のため互いに協力しなければならない。

（準備行為）

第4条 落札者は、運営事業者の設立の前後を問わず、また、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施について必要な準備行為を行うことができ、組合は、必要かつ可能な範囲で落札者に対して協力するものとする。

#### (事業契約の不成立)

第5条 事由の如何を問わず、組合と落札者との間で事業契約の締結に至らなかった場合（組合議会において否決されたことにより事業契約が本契約とならなかった場合を含む。）、組合及び落札者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

2 前項の規定にかかわらず、組合又は落札者の責に帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。なお、組合議会において否決されたことにより事業契約が本契約とならなかった場合は、組合の責に帰すべき事由に該当しない。

#### (談合その他の不正行為に係る損害賠償)

第6条 落札者に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合（第1号又は第2号については、本事業の入札又は本事業に関する場合に限る。）、組合が事業契約の締結又は解除をするか否かを問わず、落札者は、違約金として、第1号又は第2号の事由が生じた場合は入札金額の10分の2に相当する額を、第3号乃至9号のいずれかの事由が生じた場合は入札金額の10分の1に相当する額を、それぞれ組合が指定する期日までに組合に連帯して支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、落札者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかつた場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 落札者（落札が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (3) 役員等（落札者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、落札者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下本号乃至第7号において同じ。）が暴力団（暴力団員に不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下本号乃至第7号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本号乃至第7号において同じ。）であると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が第3号乃至第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められると

き。

- (9) 落札者が、第3号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、組合が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、事業契約による履行が完了した後においても適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、組合に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、組合は、その超過分につき、落札者に対して損害賠償を請求することができ、落札者は、連帶してこれを支払う義務を負う。

(運営事業者)

第7条 落札者は、本基本協定締結後速やかに、入札説明書、事業提案書（本事業の入札において、落札者が提出した入札書類一式をいう。）及び次の各号に定めるところに従い、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき運営事業者を設立する。

- (1) 運営事業者の定款の目的を、本事業に関連のある事業のみとする。
- (2) 会社法第107条第2項第1号イに定める事項について定款に定めることにより、運営事業者の全部の株式を譲渡制限株式とする。ただし、会社法第107条第2項第1号ロに定める事項及び会社法第140条第5項ただし書にある別段の定めについては、運営事業者の定款に定めてはならない。
- (3) 運営事業者は、会社法第108条第1項に定める「内容の異なる二以上の種類の株式」を発行してはならない。
- (4) 運営事業者は、会社法第109条第2項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う旨」を運営事業者の定款に定めてはならない。
- (5) 運営事業者は、募集株式の割当てに関する会社法第204条第1項に定める決定について、運営事業者の定款に会社法第204条第2項ただし書にある別段の定めを定めてはならない。
- (6) 運営事業者は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第243条第1項による決定について、運営事業者の定款に会社法第243条第2項ただし書にある別段の定めを定めてはならない。
- (7) 運営事業者は、会社法第326条第2項に定める監査役の設置に関する定款の定めをおかなければならぬ。
- (8) 運営事業者は、会社法第326条第2項に定める会計監査人の設置に関する定款の定めをおかなければならぬ。
- (9) 運営事業者の資本金及び株主の構成は別表記載のとおりとしなければならない。
- (10) 運営事業者の資本金は、●円以上【提案による】とする。
- (11) 運営事業者の本店所在地を組合の構成市町のいずれかとする（ただし、設計・建設業務期間中においては、落札者のうちいずれかの事務所のうち岩手県内に所在する事務所を一時的に本店所在とすることができます。なお、運営・維持管理業務期間中においては、運営事業者の本店所在地を本施設内とすることはできない。）。
- 2 前項の場合において、落札者は、必ず運営事業者に出資するものとし、設立時から本事業の終了までにおける代表企業の議決権保有割合は常に100分の50を超えるものとする。事業契約期間中、落札者は、組合の事前の書面による承諾なくして、運営事業者の株式について譲渡、

担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。落札者は、事業契約期間中、組合の書面による事前の承諾なく、運営事業者に対する議決権保有比率を変更することはできない。

3 構成員は、事業契約を仮契約として締結する時までに、設立時の取締役、監査役及び会計監査人並びに落札者の保有する運営事業者の株式数を組合に報告し、運営事業者の登記事項証明書、定款（原本証明付写し）及び株主名簿（原本証明付写し）を組合に提出する。運営事業者の設立後に、役員等の改選（再任を含む。）、定款の変更及び株主名簿の記載内容の変更があった場合も同様とする。

#### （株主の誓約）

第8条 落札者は、運営事業者の株主をして、運営事業者設立後遅滞なく、別紙の様式の出資者誓約書を組合に提出させる。運営事業者が増資した場合等、株主に変動があった場合も同様とする。

#### （本基本協定上の権利義務の譲渡の禁止）

第9条 組合及び落札者は、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本基本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

#### （有効期間）

第10条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業契約終了の日までとする。ただし、その性質上本基本協定の終了後も効力を有することが明らかな規定については、本基本協定が有効期間の満了又は解除により終了した場合であっても、将来にわたり効力を有する。

#### （秘密保持義務）

第11条 組合及び落札者は、本基本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本協定の履行及び本事業の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 組合及び落札者が、本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、組合及び落札者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 組合及び落札者につき守秘義務契約を締結した組合のアドバイザリー業務受託者並びに本事業に関する落札者の下請企業若しくは受託者に開示する場合
- (5) 組合が本施設の運営及び維持管理に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
- (6) 組合が、組合の構成市町に開示する場合
- (7) 組合が、組合議会に開示する場合

(準拠法)

第 12 条 本基本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(合意管轄)

第 13 条 本基本協定に起因する紛争に関しては、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第 14 条 本基本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、組合及び落札者が誠実に協議してこれを解決する。

(以下余白)

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、組合及び落札者が各1通を保有する。

令和7年11月 日

発注者 岩手県釜石市大字平田第3地割81番地3  
岩手沿岸南部広域環境組合  
代表者 管理者 釜石市長 小野共

落札者  
代表企業

構成員

構成員

別表

運営事業者の資本金及び株主構成

出資企業	出資金額	株式保有割合
●	●円	●%
●	●円	●%
合計	●円	100%

令和●年（20●年）●月●日

（宛先） 岩手沿岸南部広域環境組合

### 出資者誓約書

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業（以下「本事業」という。）について、岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）から運営・維持管理業務の委託を受ける●（以下「運営事業者」という。）に関し、運営事業者の株主である●及び●（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、組合に対して下記の事項を連帶して誓約し、かつ、表明及び保証致します。

#### 記

- 1 運営事業者が、令和●年（20●年）●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本出資者誓約書提出日現在有効に存在すること。
- 2 運営事業者の本日現在における発行済株式総数は●株であり、うち、●株を●が、●株を●がそれぞれ保有していること。
- 3 運営事業者の本日現在における株主構成は、代表企業である●の議決権保有割合が100分の50を超えていること。
- 4 代表企業である●の議決権保有割合が100分の50を超える状態を、運営事業者の設立時から本事業の終了までを通じて維持すること。
- 5 当社らは、本事業の終了までの間、運営事業者の株式又は出資を維持し、組合の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する運営事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、組合の事前の書面による承諾を得て行うこと。
- 6 当社らが、本事業に関して知りえた全ての情報について、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示しないこと。

(代表企業)

【住所】

【社名】

【代表者】

(構成員)

【住所】

【社名】

【代表者】